

記載要領等

1 課税標準の特例対象となる資産及び添付書類について

資産の種類	取得時期	特例割合	適用条項	添付書類等
内航船舶 (外航・準外航船舶、遊覧船、遊漁船等を除く)		1 / 2 課税	地方税法 349 条の 3 第 6 項	
農協等共同利用設備		1 / 2 課税	法 349 条の 3 第 4 項	政府の補助金、貸付等の申請書 (写)
再生可能エネルギー発電設備 (太陽光)	H28.4.1 ～H30.3.31	2 / 3 課税 (3 年間)	旧 地方税法附則第 15 条 第 33 項第 1 号	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けたことが確認できる書類 (写) 取得日が特例対象の取得期間内であることを確認できる書類 (竣工検査日を確認できる書類等) 等
再生可能エネルギー発電設備 (風力)				経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定通知書 (写)、特定契約書 (写) 又は運転開始日がわかるもの
再生可能エネルギー発電設備 (水力・地熱・バイオマス)	H28.4.1 ～H30.3.31	1 / 2 課税 (3 年間)	旧 地方税法附則第 15 条 第 33 項第 2 号	経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定通知書 (写)、特定契約書 (写) 又は運転開始日がわかるもの
再生可能エネルギー発電設備 (太陽光 (1,000kw 未満))	H30.4.1 ～H32.3.31	2 / 3 課税 (3 年間)	地方税法附則第 15 条 第 32 項第 1 号	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けたことが確認できる書類 (写) 取得日が特例対象の取得期間内であることを確認できる書類 (竣工検査日を確認できる書類等) 等
再生可能エネルギー発電設備 (風力 (20kw 以上)、水力 (5,000kw 以上)、地熱 (1,000kw 未満)、バイオマス (10,000kw 以上 20,000kw 未満))				経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定通知書 (写)、特定契約書 (写) 又は運転開始日がわかるもの
再生可能エネルギー発電設備 (太陽光 (1,000kw 以上))	H30.4.1 ～H32.3.31	3 / 4 課税 (3 年間)	地方税法附則第 15 条 第 32 項第 2 号	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けたことが確認できる書類 (写) 取得日が特例対象の取得期間内であることを確認できる書類 (竣工検査日を確認できる書類等) 等
再生可能エネルギー発電設備 (風力 (20kw 未満))				経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定通知書 (写)、特定契約書 (写) 又は運転開始日がわかるもの
再生可能エネルギー発電設備 (水力 (5,000kw 未満)、地熱 (1,000kw 以上)、バイオマス (10,000kw 未満))	H30.4.1 ～H32.3.31	1 / 2 課税 (3 年間)	地方税法附則第 15 条 第 32 項第 3 号	経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定通知書 (写)、特定契約書 (写) 又は運転開始日がわかるもの
経営力向上設備等	H29.4.1 ～H31.3.31	1 / 2 課税 (3 年間)	地方税法附則第 15 条 第 43 項	経営力向上計画の申請書 (写)、経営力向上計画の認定書 (写)、工業会等による中小企業等経営強化法の経営力工場設備等に係る仕様等証明書 (写)
先端設備等	生産性向上臨時措置法施行日 ～H33.3.31	零 (3 年間)	地方税法附則第 15 条 第 47 項	先端設備等導入計画書の申請書 (写)、先端設備等導入計画書の認定書 (写)、工業会の仕様等証明書 (写)

2 非課税の特例対象となる資産及び添付書類について

資産の種類	取得時期	特例割合	適用条項	添付書類等
事業用家屋 (家屋として課税されているもの)		非課税	地方税法 341 条 第 1 項第 4 号	備考欄に家屋の地番、総床面積を記入してください。 総床面積は固定資産税納税通知書で確認できます。
事業用車両 (車税の課税対象となっているもの ^注)		非課税	地方税法 341 条 第 1 項第 4 号	備考欄に標識番号 (ナンバー) を記入してください。
繰延資産		非課税		備考欄に繰延と記入してください。

3 課税免除の対象となる資産及び添付書類について

資産の種類	取得時期	課税免除	適用条項	添付書類等
浜中町企業振興条例第 3 条に該当するもの		全額免除 (3 年間) (増設の場合は増設部分)	浜中町企業振興条例第 6 条	

注 大型特殊自動車は、車税対象・対象外に係らず償却資産の非課税対象にはなりません。

4 その他

上記以外にも特例対象となる資産がありますので、詳細は税務課課税係までお問い合わせください。
なお、上記は平成 30 年 12 月 1 日時点で作成していますので、申請時点で変更される場合があります。